学生の授業参加を保証するための方策 -子ども・若者の貧困理解の必要性-

石田賀奈子 佐野 光彦

1. はじめに

2009(平成 21)年の文部科学省による学校基本調査で、わが国の大学進学率は 50% を超えたことが報告された(文部科学省 2014)¹。しかし、一方で、少子化社会を迎えたわが国の大学は、多くが入学者数の確保という問題に直面している。さらに、経済状況や家族の問題、友人関係、自身の障がいなど、学生が抱える問題は複雑かつ多様化してきている。特に大学が今後対応を検討すべき課題として、子どもや若者の貧困の問題があげられ、支援対策の構築が求められるようになってきている。

今年,厚生労働省は国民生活基礎調査の報告において,2012(平成24)年の相対的貧困率は16.1%と過去最悪であり,さらに子どもの貧困率はそれを上回る16.3%を示したと報告している(厚生労働省2014b)²。大学教育の現場においても,若者の貧困の問題への支援が必要となってきている。現在,学生の人間関係調整や公的サービスの活用等,学生のニーズに合わせた新しいサービス体制の構築等を行う福祉専門職,キャンパスソーシャルワーカー(以下;CSW)の配置が各大学で広まりつつある。そして,実践知の蓄積がされつつある状況にある。本稿では、わが国における子ども・若者の貧困の現状を概観したうえで、本学において「見えない貧困」状態にある学生を発見し、学内外の資源につなげることの必要性を検討する。

2. 見えにくい「若者の貧困」、「子どもの貧困」

2-1 「子どもの貧困」概念の広がりと現状

「子どもの貧困」は、2008年ごろから急速に広がり始めたキーワードである。2014(平成26)年版子ども・若者白書によると、「子どもの相対的貧困率は1990年代半ごろからおおむね上昇傾向にあった」とされている(内閣府 2014) 3 。そしてその状況は深刻さを増す一方である(図1)。平成21(2009)年には15.7%、さらに本年7月、前出の「国民生活基礎調査」では過去最悪の16.3%という数値が報告されている(表1) 2 。つまり、6~7人に一人の子どもが貧困状況におかれているというのが我が国の現状である。

神戸学院大学総合リハビリテーション学部

衣 I		貝M率の年次推修(厚生方側首						2014)		(%)	
		1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
相対的貧困率		12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの相対的貧困率		10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがし	<u>いる現役世帯</u>	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
	大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
	大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	中央値(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	259	244
	貧困線(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値(85年基準)											
	中央値(b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
	貧困線(b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

谷田窓の年次堆移(厚生労働省 2014)

資料出所 厚生労働省(2014)「平成25年国民生活基礎調査の概況

- (注)1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根 で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 - 2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
 - 3. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。 4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

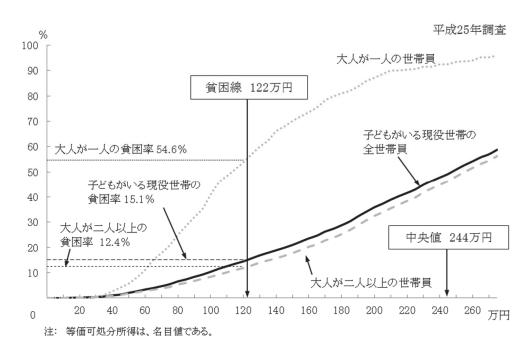


図1 相対的貧困率の推移(厚生労働省 2014)

こうした家族の経済的困難を背景に、家庭の抱える「しんどさ」は、保護者による虐待 や、不登校や非行などといった子どもの問題として表面化・深刻化していく。社会保障審 議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会では、「子ども虐待による 死亡事例等の検証結果等について」として、厚生労働省が把握した子ども虐待による死亡 事例の検証を,これまで第 10 次報告に至るまで分析を進めている。最新の報告(第 10 次 報告)において、心中による虐待死事例で子どもへの加害に至る動機として最も高いのは 「保護者自身の精神疾患、精神不安」に並んで「経済的困窮」が30.8%(12事例)となっ ている(社会保障審議会児童部会 2014)4。

2-2 大学における子どもの貧困対策の必要性

ここで、大学における貧困世帯支援に焦点を当ててみたい。前述のとおり、わが国の大

学進学率は50%を超え、今や高校生の半数が高等教育機関に進学する状況である(図 2)。 しかし、これが生活保護世帯になると大学進学率は19.2%に下がり、児童養護施設等入 所児童については12.3%まで下がる(厚生労働省 2014a)⁵。子ども期の貧困は、子ども が高等教育に触れることを困難にしているといえる。

国は、2013(平成25)年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」、2014(平成26)年1月より施行されることとなった。この法律は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」とするものである(法第1条)。そのうえで子どもの貧困の解消・教育の機会均等・健康で文化的な生活の保障・次世代への貧困の連鎖の防止等を図るもので、この法律における「子ども」とは20歳未満のものとされ、一部の施策においては20歳以上の大学等在学者も「子ども」と定義されている。

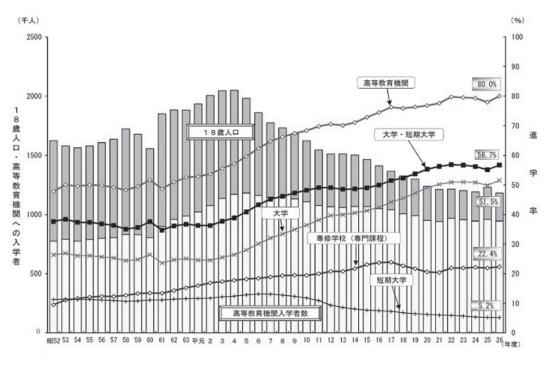


図2 大学進学率の推移(文部科学省 2014)

さらに、2014(平成 26)年8月には「子どもの貧困対策大綱」が閣議決定された。大綱に掲げられた施策は表2のとおりである。

表2 「子どもの貧困対策大綱」(2014年8月) に盛り込まれた主な重点施策(筆者作成)

教と「」ともの負色対象人欄」(2014年8月)に盛り込まれた土な主点地象(半年下級)							
施策の分野	概要						
	学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ						
	福祉面の相談に応じるスクールソーシャルワーカー増員						
教育の支援	(1,500 人→5年後1万人)						
秋月 V 入7友	高校生への奨学給付金の増額						
	貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進						
	児童養護施設などで暮らす子供、生活保護世帯の子供等への学習支援						
生活の支援	児童養護施設などを退所した児童の就職支援						
生伯の又接	ひとり親家庭の住宅環境を安定						
保護者に対する	ひとり親家庭の保護者の就職を支援						
就労支援	保護者が高い学歴を得られるよう学習を支援						
経済的支援	ひとり親家庭の支援策を調査・研究						

では、このような状況の中、大学に求められることについて検討したい。児童福祉法においては「児童」は18歳未満のものを指す。しかし、経済的な問題など、子どもをとりまく状況は、子どもが児童福祉法の対象年齢を過ぎたから解消するというわけではない。今回、子どもの貧困対策法は大学生もその対象とした。つまり、大学においては、生活保護世帯から進学してきた19.2%の学生、児童養護施設等で生活していた12.3%の学生、一般家庭から進学してきた者のうち、生活状況に様々な課題を持って進学してきた学生たちの支援を展開していくことが求められる。彼らの卒業と自立に向けて、経済的な支援をはじめとした様々な支援を行っていく必要がある。NPO法人ブリッジ・フォー・スマイルによると、児童養護施設等を退所して高等教育機関へ進学した者のうち、約30%がその後中退しており、その主な理由は経済的理由(24.7%)が最も高くなっている(ブリッジ・フォー・スマイル 2012)6。その他、精神的負担やアルバイトの負担、大学での人間関係などといった理由が多くなっており、こうした学生への中退に至る前の予防的なかかわりが必要である。

現代社会の貧困について、「見えない貧困」であるという指摘がある(湯浅 2008:阿部 2008)が $^{7.8}$ 、峯本は、学齢期の子どもに貧困がもたらす「見えない不利」として、①自尊感情と基本的信頼感の低下、②情緒・行動面の不安定と学校不適応を挙げている(峯本 2010) 9 。年齢が上がるにつれ、子どもたちの世界は広がっていく。友人とのかかわりの中で自分の置かれた厳しい状況に気づいていくことにもなる。その中で子どもたちは少しずつ自尊感情を低め、対人関係における孤立感や不信感を強めていくことになるのである。こうした感情は、大学生年齢になれば解消されるというものではない。そして彼らの問題は明確な形で現れることは少なく、不登校などといった形で問題が現れてくる。このように生活の困難ははっきりとしたニーズとしてあらわれてくることは少なく、教員、事務職員、様々な立場で学生に日々かかわる中で、学生の生活の困難さに気付くことは容易なことではないだろう。

本学学生支援センターが実施した学生生活状況調査によると、神戸学院大学学生の経済的状況は、2012年度調査は前回(2008年)調査に比べて、全体的に家族の年収は減少傾向にある。このことは当然学生の生活にも影響を与えており、学生の全収入における奨学

金やアルバイト収入の割合の増加がみられる(神戸学院大学学生支援センター 2012)¹⁰。また、奨学金について、受けている学生は回答者の46.7%となり、過去最高の率を示したが、「受けようとは思わない」と回答した理由を見ると、「経済的に不必要」44.3%についで「返還しなければならない」が36.7%と続いている。支援を必要としているにもかかわらず、支援に関する情報などの必要な社会資源に届いていないケースが潜在的なニーズを抱えている可能性がある。

3. 大学におけるソーシャルワーカー配置の必要性

3-1 学校ソーシャルワークという領域

教育機関と福祉機関の連携が、児童虐待対応や子どもの貧困対策の中でその必要性を強調されている。学校で活躍する、新しい社会福祉の専門職として、スクールソーシャルワーカーがあげられる。

スクールソーシャルワーカーは、以前より一部の地域で先駆的な取り組みがなされていた。それは2008年に文部科学省が新規事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始したことにより全国的に配置が広がっている新しい専門職である。第2章表2の通り、子どもの貧困対策大綱において増員が明言されている。社会福祉の専門性を発揮し、校内での教員との連携やスクールカウンセラーとの連携に加え、地域の中で様々な資源とつながっていくことが期待される職種である。小中学校への配置や派遣の広がりとともに、香川県のように、2013(平成25)年4月よりすべての県立高校へのスクールソーシャルワーカー活用を導入している自治体もある。経済的困難を抱える学生、人間関係等に困難を抱える学生へと修学支援サービスが届いていく必要がある。こうした支援が高校までで途切れることなく、学生の社会的自立までを支えられるよう、大学においても展開されていく必要がある。

大学におけるソーシャルワーカー配置の必要性

全国で活動するキャンパスソーシャルワーカー同士の情報交換と相互支援のために組織されているキャンパスソーシャルワークネットワークでは、キャンパスソーシャルワークについて「(略)キャンパスソーシャルワーカーは、大学で働くソーシャルワーカーのこと」であるとし、多くが社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っており、大学生の抱える様々な生活上の問題に対して支援を行う専門職であると定義している。主な活動内容はネットワークの紹介パンフレットで次の8項目が紹介されている。

- 1. 経済的問題への支援
- 2. ピアサポーター支援
- 3. ハラスメント予防と対策
- 4. 様々な障がい学生支援
- 5. ひきこもりがちな学生への支援
- 6. 自殺予防

- 7. 関係者との協働支援
- 8. 居場所の提供

キャンパスソーシャルワーカーはこのように学生の生活上生じる多様なニーズに対応するものである。在学中に、しかも突然に生じる様々な課題にも対応することが期待される職種である。教員として日々学生に接する中で、時として学生の生活上の課題の発見に至ることもある。そうした場合に専門的に対応するための資源として学生に紹介する先として、CSWのような専門職が配置されていることは、学生の生活や精神状態の安定につながり、授業に対する取り組みの質の向上につながるものであると期待できる。学生相談室、ハラスメント相談室等、学生生活支援の整備が進められてきている本学においても専門職として採用し、学内での既存の専門職や教職員との有機的な連携体制を構築していくことが望ましいのではないかと考える。

4. おわりに

新しい職種の導入と、その必要性の認識が浸透していくことで、教職員においても、これまでと違う学生への視点が生まれるのではないかと期待できる。経済的な悩みや対人関係の悩み、自身の障がいによる不利益などに悩むことなく、学生たちが授業に取り組める環境づくりが大学には求められている。そうした専門職が身近に存在することで、授業の中で「気になる生徒」に教員が出会ったときに、その学生の「困っているところ」に支援が届き、学生の学ぶ権利の保障、授業参加の保障につながるであろう。

注

- 1 平成26年度学校基本調查(速報值)文部科学省 報道発表資料
- 2 厚生労働省「平成25年度国民生活基礎調査の概況」
- 3 内閣府「2014 (平成 26) 年版 子ども・若者白書」
- 4 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2014)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第10次報告
- 5 厚生労働省(2014)「社会的養護の現状について」
- 6 ブリッジ・フォー・スマイル (2012) 「全国児童養護施設調査 2012 報告書」
- 7 湯浅誠(2008)「反貧困 すべり台社会からの脱却 」岩波新書 pp84 85
- 8 阿部彩 (2008) 「子どもの貧困 日本の不公平を考える 」岩波新書 pp.23-24
- 9 峯本耕治 (2010)「学校教育から見る子ども虐待と貧困」『子ども虐待と貧困 忘れられた子どものいない社会を目指して』明石書店 pp.103-154
- 10 神戸学院大学学生支援センター (2014)「学生生活状況調査報告書 第10回」

参考文献・URL

- [1] 阿部彩 (2008) 「子どもの貧困 日本の不公平を考える 」岩波新書 pp.23-24
- [2] ブリッジ・フォー・スマイル(2012)「全国児童養護施設調査 2012 報告書」

教育開発センタージャーナル 第6号

- [3] キャンパスソーシャルワークネットワーク (2013) 「キャンパスソーシャルワーカーネットワーク パンフレット」
 - URL: https://sites.google.com/site/campussw/whatiscswr/leaflet
- [4] 神戸学院大学学生支援センター (2014)「学生生活状況調査報告書 第10回」
- [5] 厚生労働省(2014a)「社会的養護の現状について」
- [6] 厚生労働省(2014b)「平成25年度国民生活基礎調査の概況」
- [7] 峯本耕治 (2010)「学校教育から見る子ども虐待と貧困」『子ども虐待と貧困 忘れられた子どものいない社会を目指して』明石書店 pp.103-154
- [8] 文部科学省(2014)「平成26年度学校基本調査(速報値)」
- [9] 内閣府「2014 (平成 26) 年版 子ども・若者白書」
- [10] 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2014) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第 10 次報告
- [11] 湯浅誠 (2008) 「反貧困 すべり台社会からの脱却 」岩波新書 pp84-85